

教員の任期に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第4条第1項及び第2号、第5条第2項の規定に基づき、神戸教育短期大学（以下「本学」という。）における教員の任期に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期を定める組織及び職名)

第2条 任期を定めて雇用する教員（以下「任期付き教員」という。）の教育研究組織及び職名は、別表に定めるとおりとする。

(任期)

第3条 任期付き教員の任期は、別表に定めるとおりとする。

2 別表に規定する任期は、任期付き教員が当該任期中（当該任期の開始から1年以内の期間を除く。）にその意思により退職することを妨げるものではない。

3 任期の満了した教員は、第6条第1項に基づき再任用された場合を除き、任期満了時に退職する。

(任用の同意)

第4条 任期を定めて教員を雇用する場合には、別紙様式1の雇用契約書並びに別紙様式2の同意書により、当該雇用される者の同意を得なければならない。

(業績審査)

第5条 任期付き教員の再任用の可否を決定するに当たっては、当該教員の任期の開始から、任期満了の前年度までの業績審査を行うものとする。

2 前項の業績審査は、次の事項について行うものとする。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) その他本学の管理運営及び社会等への貢献に関する事項

3 業績審査方法、評価基準等に関しては、本学の教員選考規程に定める基準等を準用する。

(再任用)

第6条 業績審査の結果と次年度以降のカリキュラム及び本学の経営状況等を考慮し、再任用が適当であると認められるときは、任期付き教員の任期満了の3か月前までに、学長が理事長の決済を得て通知する。

2 再任用形式は、次の各号による。

- (1) 同職位において、任期を定めて再任用する。
- (2) 昇任を認めた上で、任期を定めて再任用する。

(勤務条件等)

第7条 任期付き教員の勤務条件等は、勤務形態により、就業規則（試用期間及び定年に関する規定を除く。）の定めるところによる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実態に関し必要な事項は、学長が定める。

(制定・改廃)

第9条 この規則の制定改廃については、規程等の制定改廃に関する規定第3条に準ずる。

(公表)

第10条 この規則を定め、又は改廃したときは、法第5条第4項の規定に基づき、学内外に公表するものとする。

附則

- 1 この規則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、2019年4月1日から施行する。

別表

教育研究組織	職種名	任期	再任の可否	学内関連規程
児童教育学科	特任教授 特任准教授 特任講師 特任助教 特任助手	3年	可。ただし、再任の場合の任期は1年とし、通算10年を限度とする。	特任教員に関する規程
	非常勤講師	1年	可。但し、通算10年を限度とする。	非常勤講師に関する規程

同意書

年 月 日

学校法人夙川学院

理事長 増谷 昇 殿

(住所)

(氏名)

印

私は、神戸教育短期大学の非常勤講師に採用されるに際して、神戸教育短期大学教員の任期に関する規則第4条の規定に基づき、下記の期間、任期付き教員として任用されることに同意します。

記

年 月 日から

年 月 日まで

以上

同意書

年 月 日

学校法人夙川学院

理事長 増谷 昇 殿

(住所)

(氏名)

印

私は、神戸教育短期大学の特任教員に採用されるに際して、神戸教育短期大学教員の任期に関する規則第4条の規定に基づき、下記の期間、任期付き教員として任用されることに同意します。

記

年 月 日から

年 月 日まで

以上